

# 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業） 奨励金の交付対象となる繁殖雌牛に適用する育種価情報及び確認方法

令和7年10月1日 作成  
一般社団法人長野県畜産会  
(一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 監修)

## 【交付対象牛の要件（育種価）】

標記事業で規定されている奨励金の交付対象となる繁殖雌牛の要件のうち、育種価に関する要件は以下のとおりです。

対象牛の産肉形質のうち、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値のうち2つ以上の形質の育種価が、事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。(全国協会実施要領第6の(3)のオ参照)

形質区分	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留基準値
要件	いずれか2つ以上の形質が 上位1/2 (B) 以上				

## 【要件確認に用いる育種価等】

交付対象牛に適用する「推定育種価」又は「期待育種価」（期待の期待育種価を含む）（以下「育種価」という。）については、以下のいずれかの書類で確認します。

- ①当該個体の子牛登記証明書あるいは登録証明書（当該個体の育種価の記載があるものに限る）
- ②セリ名簿（当該個体の育種価の記載があるものに限る）
- ③公益社団法人全国和牛登録協会（以下「全和」という。）県支部が作成した確認結果書
- ④当該牛生産県又は事業実施県における公的な試験研究機関で算出されたもの
- ⑤上記以外の書類であって事業実施主体（一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）が認めた書類。

なお、上記で育種価等が判明しない場合、一般社団法人家畜改良事業団が実施する黒毛和種（雌牛）の「ゲノミック評価成績報告書」も認められています。

ゲノミック評価は県内では「長野県家畜改良協会」が窓口団体として対応しているので、詳細は同協会へお問い合わせください。有償で、分析には約2~3ヵ月要します。

(参考 <https://nagano.lin.gr.jp/katikukairyoukyoukai.html>)

## 【育種価等の解析に用いるデータ】

基準日 : 子牛登記時点のデータ（不明な個体は直近のデータ）  
地域範囲 : 当該個体の生産地（ET産子の場合は受精卵あるいは産子の生産地）  
対象畜範囲 : 子牛登記データあるいは登録牛データ

## 【育種価の確認方法】

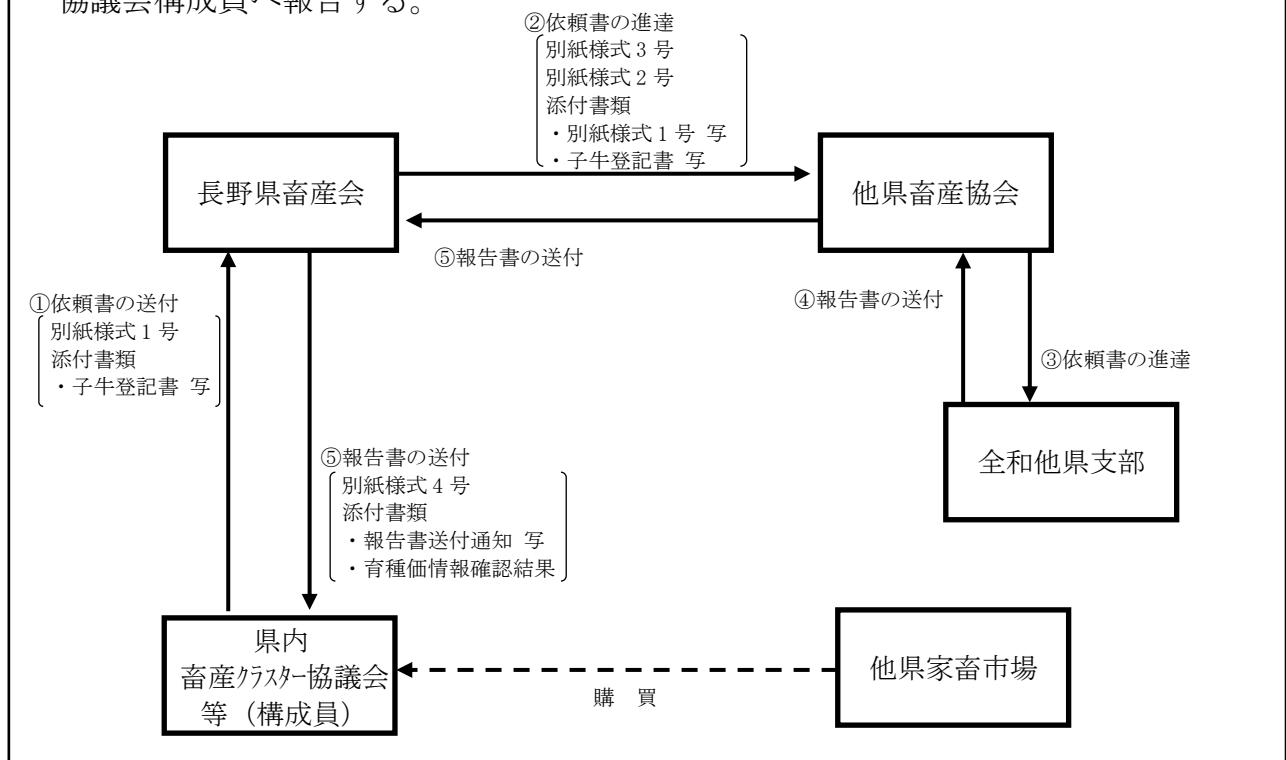
基本的には育種価情報の把握は、購買者の責任となるので、購買者が購買に当たっては、育種価情報の照会を販売元（販売者又は家畜市場等）に直接行ってください。

なお、補助事業上実績確定のため育種価情報の照会が必要な場合は、取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員が期末にまとめて購買都道府県畜産協会を通じて生産都道府県畜産会経由で同県登録団体あてに照会してください。

### 1 県外産子牛の照会

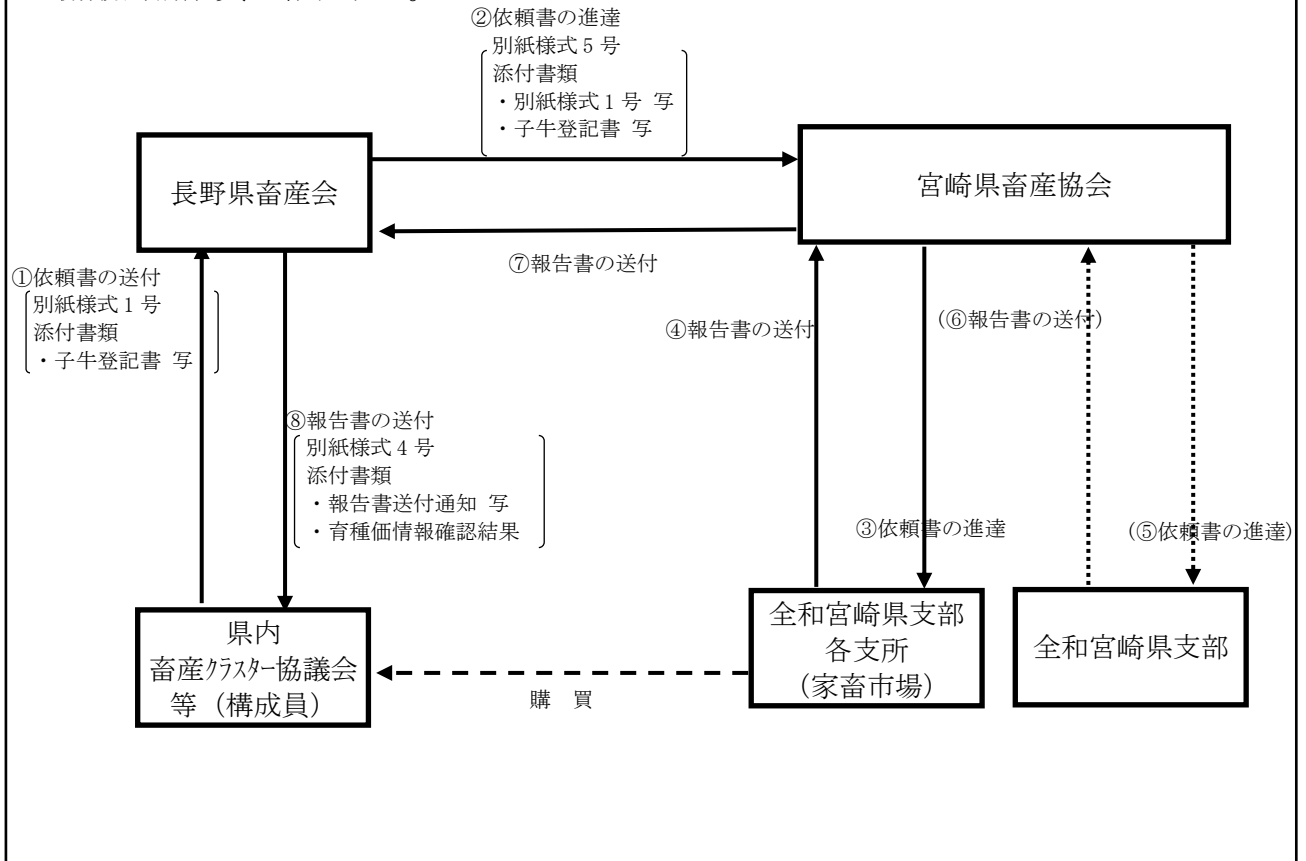
#### （1）生産県が宮崎県以外の場合

- ① 県内取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員は、別紙様式1号により一般社団法人長野県畜産会（以下「長野県畜産会」という。）へ育種価確認依頼書（以下「依頼書」という。）を提出する。
- ② 長野県畜産会は、別紙様式2、3号に別紙様式1号を添付し、当該個体の生産県の畜産協会（以下「他県畜産協会」という。）を経由して当該県の全和県支部に依頼書を提出する。
- ③ 他県畜産協会は、全和県支部に進達。
- ④ 全和県支部は、育種価情報を確認し、他県畜産協会を経由して長野県畜産会へ回答する。
- ⑤ 他県畜産協会は、長野県畜産会へ確認結果を報告する。
- ⑥ 長野県畜産会は別紙様式4号により取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員へ報告する。



## (2) 生産県が宮崎県の場合

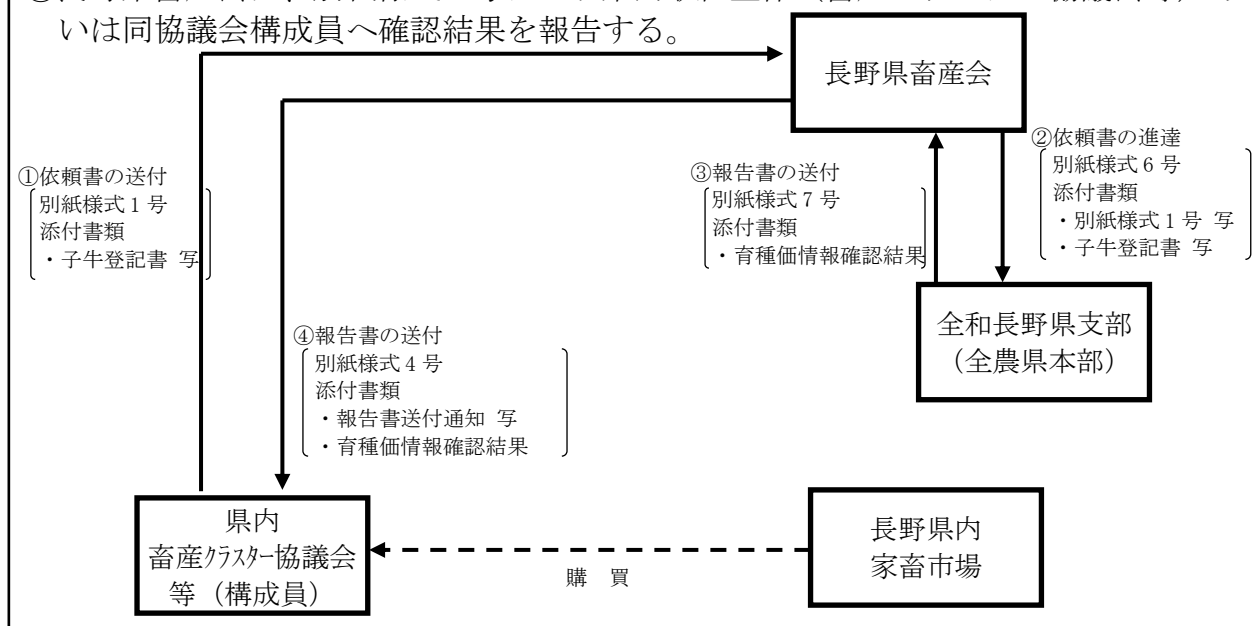
- ① 県内取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同クラスター協議会構成員は、別紙様式1号により長野県畜産会へ依頼書を提出する。
- ② 長野県畜産会は、別紙様式5号に別紙様式1号を添付し、宮崎県畜産協会へ依頼書を提出する。
- ③ (⑤) 宮崎県畜産協会は全和宮崎県支部各支所へ依頼書を進達。（各支所で育種価情報が確認できない場合は全和宮崎県支部へ依頼書を進達。）
- ④ (⑥) ⑦ 全和宮崎県支部各支所及び全和宮崎県支部は、育種価情報を確認し、宮崎県畜産協会を経由して長野県畜産会へ回答する。
- ⑧ 長野県畜産会は別紙様式4号により取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員へ報告する。



## 2 県内産子牛の照会

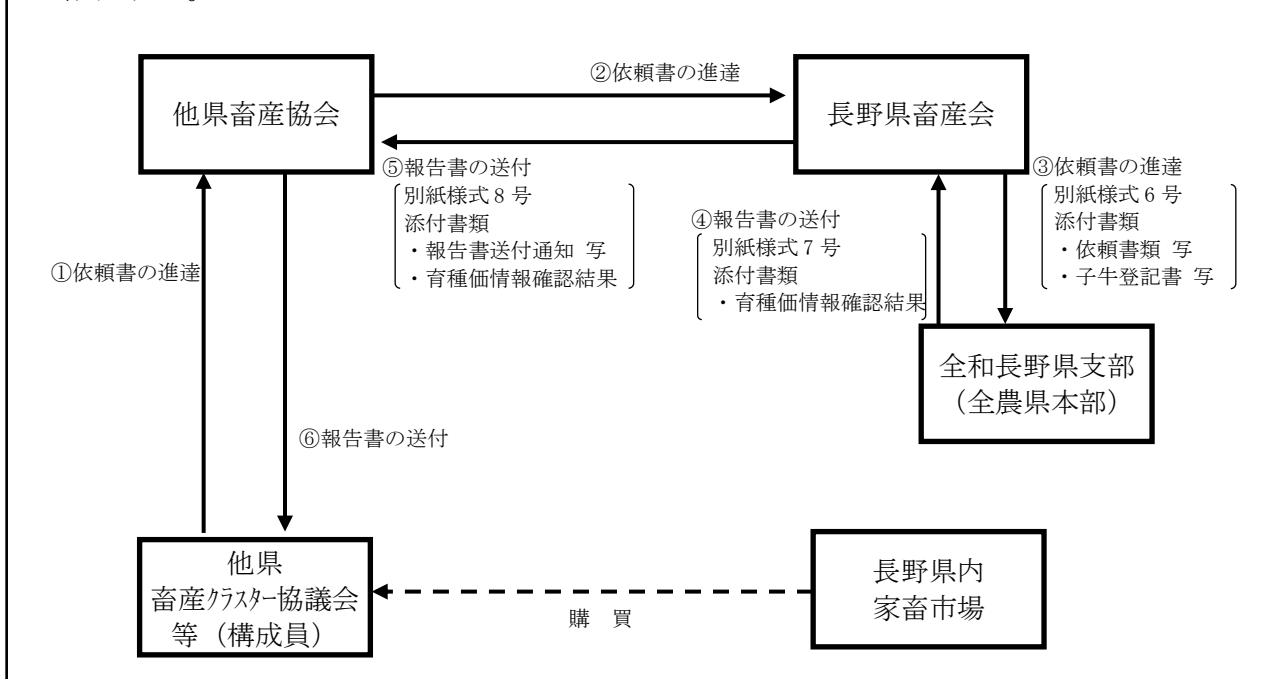
### (1) 県内生産者からの照会の場合

- ① 県内取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員は、別紙様式1号により長野県畜産会へ依頼書を提出する。
- ② 長野県畜産会は、別紙様式6号（①の「依頼書（写）」を添付）により全和長野県支部（全農長野県本部）に進達。
- ③ 全和長野県支部は、育種価情報を確認し、別紙様式7号により長野県畜産会へ回答する。
- ④ 長野県畜産会は、別紙様式4号により県内取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員へ確認結果を報告する。



## (2) 県外生産者からの照会の場合

- ①他県取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員は、他県畜産協会へ依頼書を提出する。
- ②他県畜産協会は、長野県畜産会を經由して全和長野県支部（全農長野県本部）に依頼書を提出する。
- ③長野県畜産会は、別紙様式6号（①の「依頼書（写）」を添付）により全和長野県支部（全農長野県本部）に進達。
- ④全和長野県支部（全農長野県本部）は、育種価情報を確認し、別紙様式7号により長野県畜産会を經由して他県畜産協会へ回答する。
- ⑤長野県畜産会は、別紙様式8号により他県畜産協会へ確認結果を報告する。
- ⑥他県畜産協会は他県取組主体（畜産クラスター協議会等）あるいは同協議会構成員へ報告する。



## (参考)「育種価」とは

### (1)「育種価」とは？

「育種価」とはその牛が持っている遺伝的能力の度合いを数字で表したものです。肉用牛の育種価は、自分自身の産子の枝肉成績情報等を基に統計処理をして推定します。

あくまでも推定値であることから、正確には「推定育種価」といいます。通常、肉用牛で「育種価」という場合は、「推定育種価」のことを指します。育種価が判明するためには、産子の枝肉成績が判明することが必要ですので、最短でも、本牛が5歳以上になってしまうこととなります。

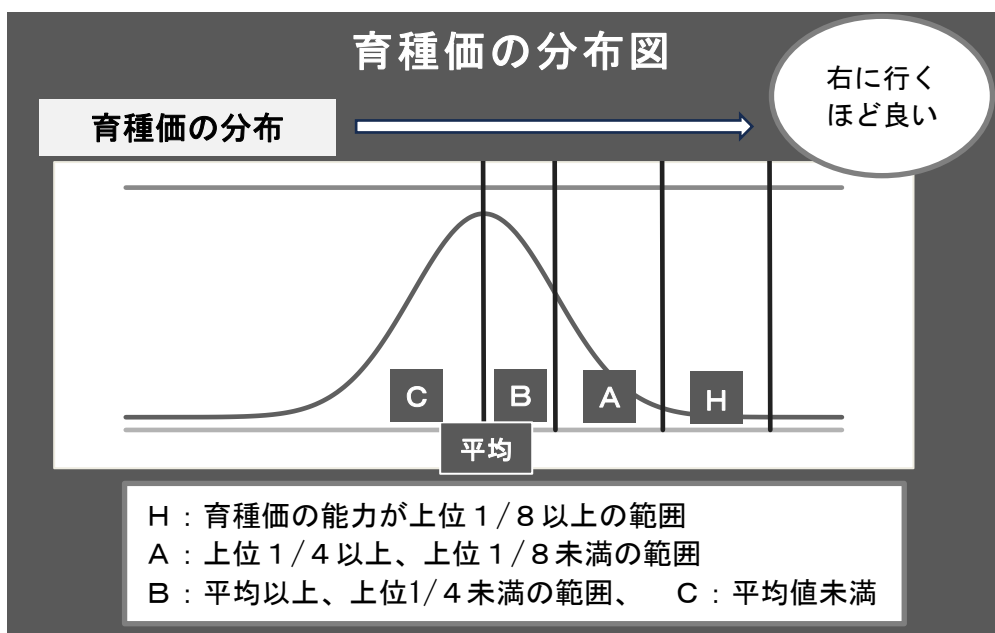
### (2)「期待育種価」とは？

子牛の場合は、自分自身の推定育種価を持っていないので、期待される遺伝的能力として便宜的に計算した値である「期待育種価」が用いられます。

「期待育種価」は次の式で計算されます。

$$\text{子牛の期待育種価} = (\text{父の推定育種価} + \text{母の推定育種価}) / 2$$

つまり、両親の推定育種価の平均値で求めます。従って、期待育種価が算出されるためには、父と母の推定育種価が判明している必要があります。



### (3)「ゲノミック育種価」とは

推定育種価で用いられる枝肉成績に加えて SNP 情報 (DNA 型情報) を利用し、評価値を求めます。

ゲノミック育種価は、その牛の毛根等から SNP 情報を採取するため、産子を持たない状態でも早期に評価値を得ることができます。

手続き等の詳細については、(一社)家畜改良事業団の HP をご確認ください。